

2025 年 6 月 19 日
出版企業年金基金

年金受給者の皆さまへ

年金が振り込まれている口座名義（フリガナ）を変更した場合は、
当基金に変更届を提出してください

平素より基金運営にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

年金が振り込まれている金融機関の口座名義（フリガナ）と当基金に届け出ている口座名義（フリガナ）が相違していると、年金の振り込みができなくなる場合があります。

年金が振り込まれている口座名義（フリガナ）を変更した場合は、必ず当基金に変更届を提出してください。

※ 戸籍法等の改正により、2025 年 5 月 26 日から、戸籍等の氏名にフリガナが記載されることとなりました。これに伴い、当基金から年金が振り込まれている金融機関の口座名義（フリガナ）を変更した場合は、当基金にも変更の届け出を行っていただく必要があります。

■変更届の入手方法

「出版企業年金基金 年金受給者 住所・受取口座・氏名 変更届」の入手方法は、
当基金ホームページ→届出用紙のダウンロード→給付関係・年金受給者 住所・受取口座・氏名 変更届

または、給付課までお電話いただければ届出用紙を郵送させていただきます。

■変更届の提出先

出版企業年金基金 給付課

〒101-0051

東京都千代田区神田神保町 1-32 出版クラブビル 7F

（問い合わせ先）

出版企業年金基金 給付課

電話 03-5259-9111

〒101-0051

東京都千代田区神田神保町 1-32 出版クラブビル 7F